(二十二)	令第百二十九条の十三の三第十三項の認定を受けたものとする構造の昇降路又は乗降ロビーを有する非常用エレベーター	令第百二十九条の十三の三第十三項に係る認定書の写し

第一条の三第五項第一号中「写し」の下に「その認定型式が令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものである場合にあつては、当該認定型式の認定書の写し及び申請に係る建築物が当該認定型式に適合する建築物の部分を有するものであることを確認するために必要な図書及び書類として国土交通大臣が定めるもの」を加え、同項の表一中(十)の項を(十一)の項とし、(二)の項から(九)の項までを一項ずつ繰り下げ、同表(一)の項(い)欄中「部分」の下に「（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）」を加え、同項(は)欄中「第百三十六条の二の十一第一号イ及びロ」を「第百三十六条の二の十一第一号ロ」に改め、同項を同表(二)の項とし、同項の前に次のように加える。

(一)				
令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたものに限る。）を有する建築物	第一項の表三及び表四に掲げる図書	第一項の表一の(は)項に掲げる図書及び第一項の表二の(ろ)欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号イに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	第一項の表一の(い)項に掲げる図書のうち各階平面図	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
			第一項の表一の(ろ)項に掲げる図書のうち二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、開口部、外壁及び軒裏の構造）
			第一項の表一の(ろ)項に掲げる図書のうち二面以上の断面図	各階の床及び天井の高さ

第三条第一項第一号中「掲げるもの」の下に「（以下「観光用エレベーター等」という。）」を加え、同項の表二(ろ)の項(ろ)欄中「第四十二条ただし書」を「第四十二条第一項第二号、同条第一項第三号」に、「

令第四十二条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項

」を

令第四十二条第一項第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十二条第一項第三号に規定する方法への適合性審査に必要な事項
令第四十二条第一項第三号に規定する検証内容	

に改める。

第三条の二第三項第五号中「令第百三十八条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」を「観光用エレベーター等」に改める。

第三条の四第三項中「第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八」を「第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六」に改める。

第三条の五第三項第一号ハ中「令第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物」を「観光用エレベーター等」に改める。

第三条の七第一項第一号ロ(3)中「(五十八)項及び(五十九)項」を「(六十一)項及び(六十二)項」に改める。

第三条の十八第十号中「第四条の二十三第十二号を除き、以下」を「第三条の二十第八号及び第三条の二十六第一項第五号において」に改める。

第四条の二十から第四条の二十八までを削る。

第五条第一項中「（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合」を「法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に係る建築物について、建築主が法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。第六条第一項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

二　法第十二条第一項の規定により特定行政庁が指定する建築物について、建築主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の新築又は改築（一部の改築を除く。）に係るものに限る。）の交付を受けた場合

第五条第二項中「安全上」の下に「、防火上又は衛生上」を加え、同条第三項中「別記第三十六号の二の四様式」を「別記第三十六号の二の五様式」に、「別記第三十六号の三様式」に改める。

第五条の二第一項中「（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「安全上」の下に「、防火上又は衛生上」を加え、同条第二項中「（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

第六条第一項中「（法第八十八条第一項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「、法第六十六条に規定する工作物（高さ四メートルを超えるものに限る。）又は法第八十八条第一項に規定する昇降機等」を「又は防火設備」に、「法第十二条第三項の規定による指定があつた日以後の設置又は築造に係る建築設備等について、設置者又は築造主が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第十二条第三項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第七条の二第五項（法第八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による検査済証の交付を受けた場合

二　法第十二条第三項の規定により特定行政庁が指定する特定建築設備等について、設置者が法第七条第五項又は法第七条の二第五項の規定による検査済証（当該指定があつた日以後の設置に係るものに限る。）の交付を受けた場合